

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

### 空家等の適切な管理について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）第3条の規定より、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされております。

あなたが所有（管理）する次の空家等について、法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため、法第14条第1項の規定により次のとおり適切な管理に必要な措置について助言（指導）します。

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 助言（指導）に係る措置の内容
- 3 助言（指導）に至った事由